

## 随意契約理由書

件名	大日第88号線災害復旧工事	
契約の相手方	株式会社 秋山組	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項8号に該当	
随意契約の理由	<p>本事業は、平成30年7月5日の豪雨災害で崩落した市道大日第88号線の道路下法面の復旧・補強を行う工事である。</p> <p>当事業地は被災後、大型土のうにて法面の応急復旧を行い、通行可能としているところであるが、再度の被災を防止するとともに、今後長期的な交通の安全性を確保するためには、法面を構造物にて復旧・補強する必要がある。</p> <p>工事契約にあたり、地権者との協議が整ったことを受け、直ちに競争入札に付したが、令和元年11月27日の開札の結果、応札者無しであった。</p> <p>当工事は、道路が本来有すべき十分な安全性を回復するための工事である。また、当該道路は後背部の40戸程度の住居へ車両が出入り出来る唯一の道路であり、発災後1年以上が経過していることから、早期に着工する必要がある。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項8号「競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき」に該当するため、上記業者に本工事を随意契約することとする。</p> <p>なお、上記業者は、平成30年度の発災時に神戸市建設協力会の推薦を受けて、本事業箇所の応急復旧（大日第88号線緊急復旧工事）を担当した業者である。このため現場付近を熟知していること、また資機材の調達など臨機な対応ができ、迅速かつ確実な施工が可能であることから請負業者として選定した。</p>	
担当部署 （問合せ先）	建設局西部建設事務所安全推進係	（電話番号 742-2422）